

条例策定の趣旨・背景

1 条例策定の趣旨

立川市では、子どもが一人の人として尊重され、安心して成長し、自分らしく生活できるまちを目指し、これまでも子ども・子育てに関するさまざまな取組を進めてきました。今回の条例策定は、こうしたこれまでの取組を踏まえ、子どもの権利を市の基本的な考え方として明確にするとともに、子どもを取り巻くさまざまな課題に対して、市・家庭・学校・地域・関係機関等がそれぞれの役割を担いながら、子どもの権利を大切に取る取組を総合的に進めていくための基盤をつくることを目的とします。

2 これまでの立川市における取組と条例策定への歩み

立川市では、これまで子どもに関する計画や施策を進める中で、子どもの権利を大切にすることについても検討・取組が重ねられてきました。特に、第1次の夢育で・たちかわ子ども21プランを策定した2005年（平成17年）当時、「市民提案重点プロジェクト」として提案されていた取組の一つであり、子どもの権利条例の策定に向けた方向性が示されました。

その後の市の取組や社会状況の変化を踏まえながら、子どもの権利をめぐる考え方を改めて整理し、現在の立川市に必要な条例のあり方を検討していくこととします。

3 条例策定の方向性

近年、子どもの権利をめぐるのは、国際的な「子どもの権利条約」に加え、国内でも「こども基本法」が施行され、こども・若者を権利の主体として捉え、その意見を聴きながら施策を進めることの重要性が示されています。

立川市においても、子どもが安心して生活し、困ったときに相談でき、必要な支援につながり、自分に関わることについて意見を表明できる環境を整えていくことが重要です。

<条例を考えるにあたってのポイント>

子どもの権利を基本に据える	子どもを「守られる存在」としてだけでなく、自分自身の権利を持つ一人の人として捉える。
子どもの声を聴く	条例の内容を大人だけで決めるのではなく、子ども・若者の意見を聴き、検討に生かす。
立川市の現状を踏まえる	現在ある相談・支援・権利擁護の仕組みを確認し、既存の取組とのつながりを考える。
みんなで条例をつくる	委員会・部会での議論に加え、子ども、家庭、学校、地域、関係機関など、さまざまな立場の声を踏まえて検討する。

本委員会では、これまでの立川市の取組や現在の子どもを取り巻く状況を踏まえ、立川市において子どもの権利を保障するために、どのような条例が必要なのかを検討していきます。まず委員間で条例策定の背景と基本的な考え方を共有するとともに、今後、子どもの意見をどのように聴き、条例づくりにどう生かしていくか、また、相談の仕組みをどのように考えていくかについて、検討の方向性を確認します。